

公益財団法人郡山市健康振興財団専門職派遣・教育事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市民などで構成する団体（以下「団体」という。）からの要請に基づき、団体が主催するフィットネス講座や健康教室、栄養指導等健康増進に資する事業（以下、「講座等」という。）に当財団職員を講師として派遣し、職員の専門知識を活かした専門職派遣・教育事業を行うことにより、市民などが健康で生き生きした生活を送りながら長生きする、いわゆる「健康寿命」の延伸を図ることを目的とする。

(派遣対象者)

第2条 講座等を主催し、当財団職員を講師として派遣を受ける団体は、郡山市内に在住、在勤又は在学するもので構成する団体を基本とするが、こおりやま広域連携中枢都市圏を構成する自治体については、本市と同様の扱いとし、そのほかの自治体については、公益性に鑑み個別具体的に専門職派遣（以下「派遣」という。）の対象者となりうるかどうか理事長が判断する。

(講座等の内容)

第3条 講座等の内容は、団体と協議の上決定する。

(講座等の開催方法)

第4条 講座等は団体と協議の上、実施時期、会場を決定するものとし、会場については、団体が手配する。

(講師派遣申し込み)

第5条 講座等を開催しようとする団体の代表者（以下「代表者」という。）は、開催しようとする概ね14日前までに、専門職派遣申込書（第1号様式）により申し込みをするが、第1号様式によらなくとも、当財団が承認すれば任意の様式でも受け付ける。

(決定等)

第6条 前条の申し込みがあったときは、当財団地域連携・育成研修部会の担当課長は、当部会部会長と協議の上、派遣について調整し可否を決定する。

2 前項により派遣の承認を行ったときは、専門職派遣承認通知書（第2号様式）により代表者に通知する。

(派遣の制限)

第7条 理事長は講座等が次の各号のいずれかに該当するときは、派遣の申し込みを承認しない。なお、承認した後において次の各号に該当すると判明したときは、承認を取り消す。

- (1) 公益を害し、又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
- (2) 政治、宗教又は営利を目的とした催し等を行うおそれがあるとき。
- (3) 専門職派遣・教育事業の目的に反すると認められるとき。

(変更等)

第8条 第6条の規定により派遣の決定を受けた代表者は、講座等の内容、開催日時、開催場所その他申請事項を変更しようとするとき又は講座等を中止しようとするときは、速やかに届ける。

(講師料)

第9条 派遣にかかる講師料は別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年10月1日から施行する。